

＜小国支援学校校則の見直しに関する規定＞

本規定は、『小国支援学校校則』の「7 校則の見直しについて」に基づいて定めるものである。
なお、校則の内容を具体的に示すために定めた『小国支援学校「児童生徒の約束事」』に関する見直しについても規定する。

1 見直しの方法及び検討について

- (1) 1学期のPTA総会（4月末）で保護者に校則と見直し方法の説明を行う。
- (2) 9月上旬に保護者と本校職員に校則の見直しに関するアンケートを実施する。
- (3) 2学期のPTA総会（9月末）で役員会の保護者が全保護者からでたアンケートの見直し意見（反対意見等を含む）の審議を行う。
- (4) 9月末に教職員からでたアンケートの見直し意見（反対意見等を含む）の審議を児童生徒部が行う。
- (5) 10月上旬の全校集会で児童生徒会役員が校則の見直しについて説明し、児童生徒から意見を収集する。
- (6) 10月末に児童生徒会役員が児童生徒、保護者、教職員からの見直し意見の審議を行う。
- (7) 11月上旬に児童生徒会役員は、見直し意見の内容について、児童生徒部長へ伝える。
- (8) 12月上旬までに児童生徒会役員は、見直し意見について正式に見直し検討の実施について決定するとともに、変更案を作成し、児童生徒部に申し出る。児童生徒部は見直し検討の実施について校長の許可を得る。
- (9) 児童生徒部は、児童生徒会から出された見直し案について、12月末日までに取扱いを決定し、校長から許可をする。
- (10) 児童生徒部は1月の職員会議で見直し案について全職員に周知、確認を行う。
- (11) 規定の見直しを行う場合は、児童生徒部長から校長へ報告し、1月末日までに許可を受ける。

2 変更の周知について

- (1) 児童生徒部は、校長の許可を受けた変更について、2月末日までに改訂作業を終え本校ホームページ等で児童生徒及び保護者へ周知を行う。
- (2) 校長の許可を受けた変更は、次年度の4月1日からの運用とする。

○ 小国支援学校校則の見直しに関する規定 令和5年（2023年）4月1日施行